

## 黒部市公共施設の見直し指針（素案）

### 趣旨

---

本市では、平成 年 月に行政改革の指針となる「黒部市行政改革大綱」を策定し、同大綱の「スリムで効率的な行政体制の整備」において、公共施設の設置と管理運営の見直しを重要な課題として位置づけました。

公共施設の中には、設置から相当な年数が経過し、住民ニーズが大きく変化する中で、設置の意義が薄れているもの、利用者数が減少しているもの、民間事業者の活力を利用した方が効率化と利便性の向上が期待できるものなどが見受けられ、時代に即した的確な対応が求められています。

また、合併後の新市においては、類似の施設が二極化しており、新市の一体性の確立に向けて、将来にわたる施設需要の動向を見据えたうえで、施設のあり方や方向性を十分検討しなければなりません。

さらに、地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、公の施設の管理運営に「指定管理者制度」が導入され、民間事業者も含めた幅広い団体（指定管理者）が管理運営主体として対象となったことから、その運営方法について抜本的な見直しが可能となっています。

このことから、公共施設について、施設の統廃合や他用途への転用、民間への移譲、また、利用者ニーズに対応した弾力的な運営やコスト意識を持った経営管理の実施など、そのあり方を抜本的に見直し、市民にとって利便性が高く、かつ、質の高いサービスを最小の経費で提供できる施設に改革する必要があります。

そのため、設置目的や運営主体の適否などを含めた施設のあり方や効率的な運営方策、利用率の向上策等の検討を定めた「黒部市公共施設の見直し指針（以下「指針」という。）」を策定し、施設を点検、評価するとともに、将来の方向性を定めるものとします。

### 指針の位置付け

---

指針は、行政改革の指針である「黒部市行政改革大綱」を踏まえ策定するもので、施設整備に関する総合振興計画実施計画、個別施設の既存の整備方針の上位に位置付けられるとともに、施設の所管部局においては、指針に基づき、個別の施設ごとに改善方針を作成し、指針内容の実現を図るものとします。

## 対象施設

---

市が保有・管理する施設を対象とします。

(市が条例により設置している集会施設、体育施設、教育・文化施設などの「公の施設」のほか、庁舎や給食センターなどの「公用施設」も含まれます。)

「公の施設」 地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置し、多くの住民が利用できる施設

「公用施設」 地方公共団体がその事務又は事業等を行うため直接使用することを本来の目的とする施設

## 見直しの視点

---

### 1. **公の施設**

施設の設置目的、類似施設の整備状況、社会経済情勢の変化、施設の利用状況等を踏まえ、市が引き続き当該施設を設置する必要があるのかどうかについて、次の視点に立ち現状分析を行い、分析結果をもとに改善方針を作成します。

- (1) 施設の設置目的や機能が民間の施設と競合していないか  
(市が設置すべきものか)
- (2) 施設の設置目的が時代のニーズに合致しているか
- (3) 利用者が一部の地域に集中しているため、より地域に密着した運営が行えないか
- (4) 利用率が大きく低下するか漸減傾向にないか
- (5) 施設の管理運営が効率的、弾力的に行われているか  
(民間事業者の専門性、効率性、ノウハウ等の導入がなされているか)
- (6) 新規に設置要請がある施設への代替機能を果たすことが可能か
- (7) 利用に係る市民一人あたりのコスト比較により、使用料等の受益者負担は適切か

### 2. **公用施設**

施設の多くは、老朽化の問題を抱え、市民ニーズの多様化や行政を取り巻く社会情勢が加速的に変化する中、10年先を見通したうえで、市民の利便性の向上、円滑な行政運営及び安全性の確保への対応から、次の視点に立ち改善方針を作成します。

- (1) 耐震基準を満たしているか  
(有事の際の拠点となりうるか)
- (2) 分散、狭隘により利便性やサービスの低下、行政効率の低下を招いていないか
- (3) 老朽化が進み、危険箇所や故障への対応が応急処置的なものとなっていないか
- (4) 当面、拡大する行政需要に対応できるか  
高度情報化への対応  
バリアフリーへの対応
- (5) 将来の行政需要の変化にも柔軟に対応するゆとりがあるか

1. **公の施設**

〔次回以降で審議〕

2. **公用施設**

〔次回以降で審議〕

〔次回以降で審議〕

## 公共施設見直しスケジュール

